

○ 男鹿地区消防一部事務組合水難救助要綱

平成7年3月20日

要綱第1号

改正 令和2年2月28日 訓令第6号

(目的)

第1条 この要綱は、素潜り又は自給気式潜水器具（以下「スクーバ」という。）、救助艇、水上オートバイ（以下「PWC」という。）その他必要な資器材を使用して、水難救助等の活動を安全確実にを行うために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱の用語は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 潜水 スクーバを用いた潜水をいう。
- (2) 救助等 活動及び訓練をいう。
- (3) 活動 水難事故等により生命、身体に危険がおよび自ら危険を排除することができない者を救助することをいう。
- (4) 訓練 素潜り及び潜水の基礎技術を習得するための基礎訓練及び活動を行うための技術の維持向上を図る習熟訓練をいう。
- (5) 現場指揮者 消防署長又は現場最上位者をいう。
- (6) 隊員 一定の泳力を有し、かつ高気圧作業安全衛生規則（昭和47年労働省令第40号）第41条に定める疾患に罹患していない者で、隊長の上申に基づいて適任と認められる者について、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）に定める潜水士免許の交付を受けた者又は遅滞なく取得見込みの者で消防長が任命する者をいう。
- (7) 隊 救助等に必要スクーバ、救助艇、PWC、その他の救助資器材（以下「資器材等」という。）を装備した隊員により編成された隊をいう。
- (8) 隊長 隊員の中から消防長が任命する者をいう。
- (9) 潜水時間 潜降開始から浮上開始までの時間をいう。

(出動と招集)

第3条 消防長は、水難事故が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは直ちに隊を出場させるとともに、必要に応じて隊員を招集するものとする。

(隊の編成)

第4条 隊は、隊員5名以上をもってその都度編成する。ただし、現場指揮者の判断により3名以上でも編成できるものとする。

(現場指揮者及び救助隊員の責務)

第5条 現場指揮者は、水難事故等が発生した場合には、事故の状況を的確に判断し状況に応じた救助活動を指揮するとともに、救助隊員の安全確保と危険防止に努め救助の万全を期さなければならない。

- 2 救助隊長は、現場指揮者の命を受けて救助隊員を直接指揮監督するとともに、必要に応じて隊員の安全のための措置を講じなければならない。
- 3 救助隊員は、救助隊長の命を受けて安全確実に救助活動を遂行するとともに相互に連携し、自らの危険防止に努めなければならない。

(出動区域)

第6条 隊の出動区域は、男鹿地区管内全域とする。ただし、消防長が必要と認めるときは、区域外でも出動するものとする。

(現場報告)

第7条 隊長は救助等を実施する場合、次の各号に掲げる事項を現場指揮者に報告しなければならない。

- (1) 救助等の内容及び隊員の任務
- (2) 潜水深度、潜水時間及び浮上時間
- (3) その他必要な事項

(資器材等)

第8条 資器材等は、男鹿地区消防署に保管する。

- 2 隊員は、資器材等の保守管理に努め、救助等に際しその使用に支障をきたさないようにしなければならない。
- 3 資器材等は、別表第1-1から別表第1-3に従って点検を行い、修理その他必要な措置を講じたときは、その旨を記録し3年間保存しなければならない。

(救助等の基準)

第9条 救助等を実施する場合は、次の各号に定める基準によるものとする。

- (1) 潜水深度は、15メートル以下とする。ただし、現場指揮者及び隊長が水の流速、波高、水中視界及び隊員の潜水能力等、総合的安全が確保できると判断した場合は20メートル以下とすることができる。
- (2) ダイブテーブルに従い、減圧停止を必要とする潜水は行わない。
- (3) 水温は、概ね摂氏7度以上とする。ただし、ドライスーツを着用した場合はこの限りでない。
- (4) 流速は、概ね1.0ノット以下とする。ただし、隊長が十分安全措置が確保できると判断した場合は2.0ノット以下とすることができる。
- (5) 波高は、概ね1メートル以下、うねりは概ね2メートル以下とする。

- (6) 水中の視界は、概ね0.5メートル以上とする。ただし、隊長が隊員に対し、現場付近の視界に応じた活動方法を指示し、十分な安全措置が確保できると判断した場合はこの限りでない。
- (7) 潜水時間帯は、日の出から日没までの間とする。ただし、潜水に十分な照明があり、短時間に救助可能である場合、又は事故発生後時間経過が少なく要救助者の所在が明らかな場合はこの限りでない。

(安全対策)

第10条 現場指揮者は、救助等を実施する場合、高気圧作業安全衛生規則（昭和47年労働省令第40号）その他の関係法令を遵守し、隊員の適切な労働環境を確保しなければならない。

- 2 隊長は、救助等の内容を検討し、状況変化に即応できるよう余裕のある活動方法を選定するとともに、各隊員の任務分担、活動計画、浮上開始時間、その他必要事項を全隊員に対し確実に示達しなければならない。
- 3 隊員は、潜水を行う場合、使用する圧力調整器等及びボンベ充填圧力を点検し、その結果を隊長へ伝えるとともに、水中時計、水深計及び水中ナイフ等を携行し、浮力調整具を着用しなければならない。
- 4 隊長は、隊員の活動状況を監視し、信号等により連絡（合図）を保ち、潜降及び浮上を適正に行わなければならない。
- 5 隊長は、潜水時の予期しない事故に備え、隊員を直ちに潜水可能な状態で待機させるとともに、潜水状況の監視にあたらせる。
- 6 隊員は、みだりに指示された以外の活動等を行ってはならない。
- 7 救助等は、2人1組（バディ潜水）の原則を厳守し、水中信号等を用い、隊員間の連携を保たなければならない。
- 8 船舶等が航行する水域における救助等では、救助艇または水面上に国際信号書が定めるA旗を掲げ、当該水域への他船舶の進入を防止しなければならない。
- 9 隊長は3メートルごとに水深を表示した下がり綱を備え、隊員が潜降又は浮上する場合はこれを使用させなければならない。
- 10 浮上速度は、毎分10メートル以下とする。
- 11 隊長は、隊員が水深10メートル以上の場所において潜水を行う場合は、高気圧障害を防止するため、あらかじめ別表第3「潜水業務計画」を作成して隊員に周知しなければならない。また、高気圧障害による事故ある時は再圧室を有する医療機関へ緊急搬送する。
- 12 救助等終了後、各隊員には、十分な休息を与えなければならない。

(各関係機関との相互協力)

第11条 現場指揮者は、各関係機関とともに救助等を行う場合は、これら関係機関の現場指揮者又は統括責任者とそれぞれの任務分担、活動方法及びその他必要な事

項を協議し、密接な連絡を保持して行わなければならない。

(健康管理)

第 12 条 健康管理のため次の各号に定める者は、その状況が解消されるまでの間、潜水業務に就かせてはならないものとする。

(1) 法規制による制約

高気圧作業安全衛生規則第 38 条に基づく健康診断の結果、医師が潜水業務不適と認めた者及び同規則第 41 条に定める者

(2) 安全確保のための制約（次に該当する場合で本人の申告または隊長の判断に基づいて決定する。）

ア かぜ、頭痛、消化器系の疾患又はその他の疾患等により体調の悪い者。（鼻づまり、眼病、歯痛等局所的な不調も含む。）

イ 外傷、皮膚病等体表面に異状のある者。

ウ 災害活動、演習、訓練等に從事して疲労が著しい者。

エ 精神的負担あるいは動揺等が著しい者。

オ その他、潜水をさせることが適当でないと思えられる事由のある者。

(記録)

第 13 条 潜水による救助等を実施した場合は、別表第 2 「潜水業務記録」に従い潜水時間、潜水内容、潜水深度、潜水回数等の記録を隊員ごとに記録し保持しなければならない。

2 第 10 条第 11 項に定める潜水業務計画は 5 年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 7 年 3 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

## 潜水資器材の点検表

点検日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

点検者 \_\_\_\_\_

## 高気圧作業安全衛生規則第34条に基づく点検

水深計	1ヶ月毎	実際の水深との誤差等	良	否	備考：
水中時計	3ヶ月毎	防水性能及び機能の異常	良	否	備考：

浮力調整具（BC）、レギュレーターは潜水前毎に点検。則第34条第1項第3号

## その他の点検

マスク	スカート、フレーム、レンズの異常 ストラップの異常	良	否	備考：
フィン	金具の異常 ストラップの異常	良	否	備考：
シュノーケル	排気弁、マウスピースの異常 ストラップの異常	良	否	備考：
ウェットスーツ	損傷の有無 ファスナーの異常	良	否	備考：
ドライスーツ	損傷の有無 ファスナーの異常	良	否	備考：
フード	損傷の有無	良	否	備考：
ブーツ	損傷の有無 ファスナーの異常	良	否	備考：
手袋	損傷の有無	良	否	備考：
浮力調整具（BC）	本体の損傷、漏れ等異常 インフレーターの異常	良	否	備考：
レギュレーター	ファーストステージの異常 セカンドステージの異常 ホースの異常	良	否	備考：
残圧計	本体、ホースの異常 指針異常	良	否	備考：
コンパス	本体、ホースの異常 指針異常	良	否	備考：
ナイフ	本体、ストラップの異常	良	否	備考：
ウェイト・ベルト	ベルト、ウェイトの異常	良	否	備考：

特記事項

潜水資器材の点検表（ボンベ）

点検日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

点検者 \_\_\_\_\_

高気圧作業安全衛生規則第34条に基づく点検（6ヵ月毎）

点検内容：漏れの確認 Oリングの異常 タンクブーツの異常 サビの発生

NO	残圧 (MP)	点 検 結 果
1		良・否 ( )
2		良・否 ( )
3		良・否 ( )
4		良・否 ( )
5		良・否 ( )
6		良・否 ( )
7		良・否 ( )
8		良・否 ( )
9		良・否 ( )
10		良・否 ( )
11		良・否 ( )
12		良・否 ( )
13		良・否 ( )
14		良・否 ( )
15		良・否 ( )
16		良・否 ( )
特記事項		

## 資器材等の点検表

点検日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

点検者 \_\_\_\_\_

## その他の点検

資 機 材 名 称	実数	備 考	結 果	
下 が り 綱			良	否
信 号 索			良	否
その他のロープ			良	否
A旗(専用ブイ含む)			良	否
ウエイト(バラ)			良	否
水 中 ラ イ ト			良	否
ブ イ			良	否
錘			良	否
ド ラ ム ロ ー プ			良	否
ト ラ メ ガ			良	否
レスキューチューブ			良	否
救 命 胴 衣			良	否
ス レ ッ ド			良	否
ラ ン チ ャ ー			良	否
カギ付きハシゴ			良	否
特記事項				

## 別表第2

## 潜水業務記録

年 月 日

記録者

場 所		業務内容					
業務開始時間	業務終了時間	天候	波高	水温	潮流	水中の視界	水深
時 分	時 分						
潜水隊員 氏名	潜降開始 時間	時 分	浮上開始 時間	時 分	潜水時間	分	
		時 分		時 分		分	
	潜水前ポンベ圧力		MP	潜水後ポンベ圧力		MP	
	備 考						
潜水隊員 氏名	潜降開始 時間	時 分	浮上開始 時間	時 分	潜水時間	分	
		時 分		時 分		分	
	潜水前ポンベ圧力		MP	潜水後ポンベ圧力		MP	
	備 考						
潜水隊員 氏名	潜降開始 時間	時 分	浮上開始 時間	時 分	潜水時間	分	
		時 分		時 分		分	
	潜水前ポンベ圧力		MP	潜水後ポンベ圧力		MP	
	備 考						
潜水隊員 氏名	潜降開始 時間	時 分	浮上開始 時間	時 分	潜水時間	分	
		時 分		時 分		分	
	潜水前ポンベ圧力		MP	潜水後ポンベ圧力		MP	
	備 考						
潜水隊員 氏名	潜降開始 時間	時 分	浮上開始 時間	時 分	潜水時間	分	
		時 分		時 分		分	
	潜水前ポンベ圧力		MP	潜水後ポンベ圧力		MP	
	備 考						
潜水隊員 氏名	潜降開始 時間	時 分	浮上開始 時間	時 分	潜水時間	分	
		時 分		時 分		分	
	潜水前ポンベ圧力		MP	潜水後ポンベ圧力		MP	
	備 考						

## 潜水業務計画

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

作成者 \_\_\_\_\_

高気圧作業安全衛生規則第12条の2に基づく計画（水深10メートルを超える潜水）

1	ボンベに充填する気体の成分	
2	潜降を開始させる時から浮上を開始させるまでの時間	
3	当該潜水業務における最高の水深の圧力	
4	潜降及び浮上の速度	
5	浮上を停止させる水深の圧力及び当該圧力下において浮上を停止させる時間	
特記事項		